

# 【別紙】 パスポート申請用写真の規格および撮影要領

新潟市パスポートセンター

## 1 申請用写真の規格

### (1) サイズ

【写真】 縦45ミリメートル×横35ミリメートル（ふちなし）

【顔の大きさ】 頭頂（髪の毛を含まない）からあごまで32～36ミリメートル

（二重あごの場合は本来のあごまでで計測）

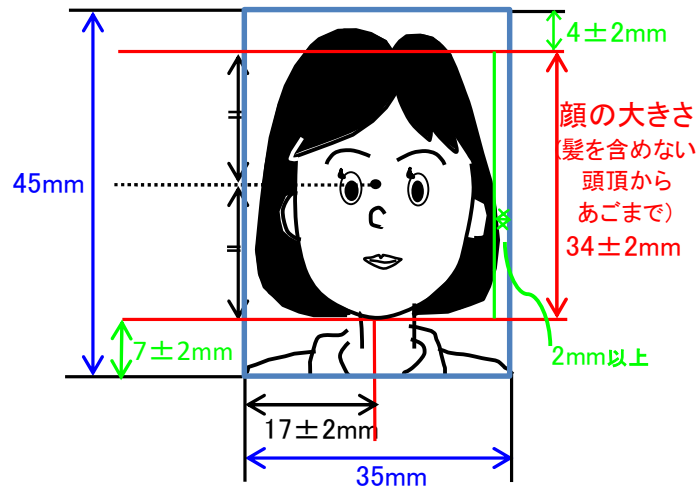
### (2) 余白

①頭頂（髪の毛を含まない）～上端 2ミリメートル～6ミリメートル

②耳～左右の端 2ミリメートル以上

③あご～下端 5ミリメートル～9ミリメートル

頭髮のボリュームが大きい場合は、「両目の中心から頭頂までの距離」は「両目の中心から顎までの距離」と等しいものとみなしトリミングする。



### (3) 背景の色等

衣服と背景、髪の毛と背景の境目がわからないことがないような背景の色（白色推奨）を使うこと。

背景は模様やグラデーションがないこと。

### (4)(1)～(3)以外の規格

- ・写真専用紙であること
- ・申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの
- ・無帽であるもの
- ・背景以外のものが写り込んでいないもの
- ・背景と人物の境目がわかりやすいもの
- ・背景、人物ともに影の無いもの
- ・目元を隠していないもの
- ・カラーコンタクトを装着していない
- ・ディファインコンタクトを装着していない
- ・瞳がフラッシュ等により赤く写っていない
- ・黒目と白目がはっきりわかる
- ・目に髪の毛がかかっているかない

- ・眼鏡のフレームが目にかかっていない
- ・眼鏡のレンズに照明が反射していない
- ・帽子や幅広いヘアバンド等により頭部が隠れていないもの
- ・頭髪やアクセサリや衣服などで顔の輪郭が隠れていないもの
- ・顔の位置が片側に寄っていたり、横を向いていたり、左右に傾いていないもの
- ・平常時と著しく表情が異なっていないもの  
(笑顔の写真や歯が必要以上に見えているものは認められない)
- ・画質が鮮明で焦点が合っているもの
- ・変色、汚れ、傷等がないもの
- ・デジタル写真の場合、ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ模様）、インクのにじみがないもの、変形やマスキングなどの画像処理を施していないもの

## 2 撮影要領

(1)規格は外務省のホームページにある内容も日ごろから把握するとともに、外務省作成の「旅券用提出写真についてのお知らせ」は店内に掲示すること。

参考 外務省ホームページ パスポート申請用写真の規格(令和7年3月3日更新)  
旅券用提出写真についてのお知らせ

(2)規格を十分に把握し規格に適合する写真が撮れるよう、本人の服装・装飾品を観察するとともに、聞き取りを十分行い、外してもらう必要がある装着物は外してもらう。同意を得られないことがある場合はパスポートセンター職員に引継ぐ。

[例]

- ・髪の毛が目にかからないよう、あるいは顔の輪郭にかからないよう本人に髪を整えてもらう。
  - ・髪が上に立ち上がっていたり左右に広がっている髪型の場合、規格に適合させようとするとう髪全体が写真におさまらない時は本人に髪が写真枠からきれることを説明する。
  - ・カラーコンタクトや、瞳の輪郭を強調するディファインコンタクトを装着していないか確認し装着している場合は外してもらうよう説明する。本人確認の際、瞳の色は重要な識別ポイントであることから、黒色や茶色のカラーコンタクトであっても外すことを勧める。
  - ・ヘアバンドや大きいヘアピン、色がついているヘアピンは外してもらうよう説明する。
  - ・大きなアクセサリ、とりわけ顔の輪郭を隠すものは外してもらうよう説明する。
  - ・ケガをして絆創膏を貼っている、頭を布で覆っている、補聴器、付けまつげ、メガネチェーンをしている等々判断できないケースはパスポートセンターフロア職員に知らせて撮影できるかどうか必ず確認する。
  - ・規格に適合する写真撮影ができない場合はすみやかにパスポートセンター職員に相談する。
- (3)規格に適合しない写真を撮影した場合はパスポートセンターからの撮り直し依頼に応じること。

## 3 参考

パスポート申請時に必要な写真の枚数

- ・パスポートを紛失し、新たに申請する場合  
紛失届用に1枚、新規申請用に1枚、合計2枚
- ・上記以外の申請は1枚